

平成24年度

事業計画書

公益財団法人

日本高等学校野球連盟



## 海外派遣並びに招待

### 1. 第25回 I B A F 1 8 U世界野球選手権大会・日本代表チーム韓国派遣

- 大会日程 8月30日(木)から9月8日(月)まで開催の予定
- 開催地 韓国(ソウル特別市)
- 参加国 12ヶ国・地域の予定
- 派遣チーム 原則として、第84回選抜高等学校野球大会ならびに第94回全国高校野球選手権大会出場選手から選抜チームを編成する。なお、両大会に出場していない選手を選考する場合もある。

## 会 議 ・ 会 合

### 1. 評議員会

公益法人移行後の最初の評議員会は、平成24年6月22日(金)に開催の予定。

### 2. 理事会

年度内、次の通り開催の予定。

- (1) 理事会 第1回 平成24年5月24日(木)
- 第2回 同 8月7日(火)
- 第3回 同 11月29日(木)
- 第4回 平成25年3月(第85回記念選抜大会開幕前日)
- (2) 業務運営委員会 定例として毎月1回開催

### 3. 各種委員会

会長の諮問に応じて総務委員会、審議委員会、軟式部委員会、審判規則委員会、技術・振興委員会、財務委員会、医科学委員会、特待生問題研究委員会、プロアマ健全化委員会、用具委員会(新設)などを随時開催し、懸案の諸事項を検討、審議する。また、選抜、選手権両大会運営委員会を開催し、全国大会運営の万全を図る。

### 4. 都道府県連盟会長、理事長会議

都道府県連盟会長会議は第94回全国高校野球選手権大会開幕日前日(8月7日)に、同理事長会議は第85回選抜高校野球大会開幕日前日にそれぞれ開催する予定。

## 5. 講習会（研修会）

### (1) 全国、地区別審判講習会

全国審判講習会は来年で52回目を迎え、4月中旬から下旬の土・日曜日の2日間を予定（調整中）。場所は阪神甲子園球場と中沢佐伯記念野球会館で開催予定。また、全国九地区で行われる審判講習会に講師を派遣し審判技術の向上を図る。

### (2) 「高校野球 Umpire Coaching Clinic」

都道府県連盟審判との連携強化、審判技術の向上と正しい指導方法の習得を目的に審判規則委員が講師となり、2泊3日の研修日程で座学、実技を行う。対象者は前年度の選抜大会ならびに選手権大会に審判を派遣した都道府県連盟から推薦。

### (3) 指導者研修会

本年度も加盟校指導者の研修会に都道府県高等学校野球連盟の要請により講師として適任者を人選の上、派遣する。

なお、日本整形外科学会関連「運動器の10年」推進事業の成長期のスポーツ障害予防講座も講師派遣協力が得られる。

### (4) 指導者育成プログラム「高校野球・甲子園塾」

高校野球のよき指導者となるために、教員資格を取得し現在教員として在籍10年未満の指導者を対象に、2泊3日の研修日程で年度内11月、12月に2回開催。各回27名が参加（都道府県連盟から1～2名）。中沢佐伯記念野球会館（座学）と近府県の加盟校の協力を得て、グラウンドでの実技研修を行う。

### (5) プロ野球現役選手によるシンポジウム「夢の向こうに」

平成23年度で各都道府県での開催が一巡。平成24年度は同25年度からの新たな「シンポジウム」の取り組みを検証する期間とする。なお、具体的なテストケースの実施については、日本野球機構、プロ野球選手会と検討中。

### (6) 元プロ野球選手による技術指導講習会

日本野球機構、全国野球振興会（日本プロ野球OBクラブ）の協力を得て、各都道府県連盟の申請により開催する。

## 表 彰

### 1. 日本学生野球協会優秀選手表彰

学生野球の健全な発展のため、日本学生野球協会が定めた規定に基づき都道府県連盟から推薦を受けた最終学年の選手および部員を上申する。

### 2. 「育成功労賞」表彰

高校野球の野球部責任教師または監督で、育成と発展に功績のあった都道府県連盟から推薦を受けた候補者を審査の上、表彰する。本年度、阪神甲子園球場に招待し、表彰する都道府県は次の通り。

- 24年度(94回) 北海道、宮城、千葉、岐阜、兵庫、徳島、熊本、宮崎

## 各 種 調 査

### 1. 特待生制度採用校の調査に関する件

#### (1) 採用時の調査対象項目 (24年4月中旬)

年度の部員登録時に、その年度実際に入学した野球部特待生の人数。

#### (2) 特待生入学結果の公表 (24年4月中旬)

実際に入学した人数を全国集計して人数ごとの学校数を公表する。学校名および生徒の氏名は公表しない。

#### (3) 入学後の調査対象項目 (24年4月中旬)

野球部特待生として入学後の状況を以下の内容について調査する。報告は採用した人数の調査項目の内訳を調査し、生徒を特定する調査はしない。

##### i) 部活動に関する調査内容

部活動継続中・または休止

\*「休部、退部、退学」があれば、その理由を記載してもらう。野球部員としての活躍の状況は特に問わない。

##### ii) 学業と部活動に関する調査内容

▪ 学業と部活動の両立を目指しているか。

① 大いに認められる ② 認められる ③ やや努力が必要

##### iii) 生活態度に関する調査内容

▪ 学校の規律を守り、生徒間での協調性がとれているか。

① 大いに認められる ② 認められる ③ やや努力が必要

##### iv) 特待生制度採用による効果と問題点

学校当局として特待生制度の効果と問題点について記述してもらう。

(4) 入学後の調査対象項目の公表（24年4月中旬）

調査した学校名および学校別の個人の結果については公表しない。

## 2. 継続調査

年度内に宿舍問題、寄付金、部員数などこれまで定例で調査した項目の他、野球留学の継続調査で第94回選手権地方大会に登録された選手の実態を把握し、今後の指導方法に活用する。

## 3. 不祥事件発生防止の重点目標

### (1) 指導者の部内暴力

平成22年度は34件、本年は11月審議まで、すでに25件が発生。相変わらず指導者の暴力(体罰)が後を絶たない。「暴力のない高校野球を目指して」(平成17年8月27日付通達)の主旨が現場では生かされておらず、体罰に対する周囲の考え方が以前とは変化していることを踏まえ、指導者の暴力は決して許されない行為であることを訴えていく。

### (2) 部員のいじめ行為の絶滅

平成22年度の部員の部内暴力・いじめ事件は150件。本年は11月審議まで、すでに119件が発生。部活動外でも同様の事件が多発している。

被害部員や生徒の心の痛みを思いやれない行為は、フェアプレイの精神に反し、スポーツマンシップにもとる行為であり残念なことである。指導者の注意深い観察と併せて、機会あるごとに、高校野球の基本理念の一つであるフレンドシップの涵養につながる指導を促す。

### (3) インターネットや携帯電話のメールによる迷惑行為の防止

実態把握は困難であるが、インターネットや携帯電話を用いたいたずらメール、からかいメールといったものから明らかな誹謗中傷や卑猥、破廉恥なメールまで報告されている。このようなメールによる迷惑行為の防止のために、人権尊重とともに部員の自律、自制を促す。

また、ブログに自らの違法行為を公表するのは罪の意識のなさを示すものであり、ルールを守ることの大切さを指導していく。